

議第16号

古川国府給食センター利用組合規約の変更について

古川国府給食センター利用組合の規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により議決を求める。

平成25年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

給食供給保育園が減少することに伴い共同処理事務及び組合の経費の支弁に係る負担割合の算定基準を変更するため組合規約を変更しようとする。

古川国府給食センター利用組合規約の一部を改正する規約

古川国府給食センター利用組合規約（平成16年2月1日岐阜県指令飛振第3244号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、飛驒市の古川中学校、古川小学校、古川西小学校、増島保育園、宮城保育園、鮎ノ瀬保育園、鷹狩保育園並びに高山市の国府中学校、国府小学校、こくふ保育園の給食共同調理施設を設置し、この施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、飛驒市の古川中学校、古川小学校、古川西小学校、増島保育園、宮城保育園並びに高山市の国府中学校、国府小学校、こくふ保育園の給食共同調理施設を設置し、この施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p>

改正前		改正後	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
処理事務	負担割合	処理事務	負担割合
小中学校及び保育園給食共同調理場の設置、管理及び運営に関する事務	管理運営費	小中学校及び保育園給食共同調理場の設置、管理及び運営に関する事務	管理運営費
	平等割 10% 利用食数割 60% 供給施設数割 30%		利用食数割 100%
	施設・設備整備費（維持補修費は除く）の項・地方債償還費の項（略）		施設・設備整備費（維持補修費は除く）の項・地方債償還費の項（略）
備考		備考	
1 「利用食数割」の算定基準は、当該年度の5月1日現在の学校基本調査の児童、生徒数及び4月1日現在の保育園児数を基準とする。ただし、旧連合規約に規定する旧連合が、平成14年度に借入れを行った地方債償還費については、従前の例による。		「利用食数割」の算定基準は、当該年度の5月1日現在の学校基本調査の児童、生徒数及び4月1日現在の保育園児数を基準とする。ただし、旧連合規約に規定する旧連合が、平成14年度に借入れを行った地方債償還費については、従前の例による。	
2 「供給施設数割」の算定基準は、当該年度の4月1日現在の給食供給施設数を基準とする。			

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行し、改正後の古川国府給食センター利用組合規約の規定は、平成25年4月1日から適用する。